

議案第11号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(315) 略

(315の2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画

区分	金額
	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」
	確認書等の添付がない場合

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(315) 略

(315の2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画

区分	金額
	基準適合証（長期優良住宅法第6条第
	住宅性能評価書（住宅品質確保法第5条
	基準適合証及び住宅性能評価書の

	<p>という。) 第6条の2第3項の規定により住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書(以下この号において「確認書」という。)又は同条第4項の規定により住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書(以下この号において「確認書等」という。)の添付がある場合</p>			<p>1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が交付したものをいう。以下同じ。)の添付がある場合</p>	<p>第1項に規定する住宅性能評価書のうち知事が定めるものをいう。以下同じ。)の添付がある場合</p>	<p>添付がない場合</p>
<p>1 一戸建ての住</p>	<p>1件につき11,000円</p>	<p>略</p>	<p>1 一戸建ての住</p>	<p>1件につき</p>	<p>1件につき</p>	<p>略</p>

<p>宅に係る長期優良住宅建築等計画</p>			<p>宅に係る長期優良住宅建築等計画</p>	<p>11,000円</p>	<p>19,000円</p>	
<p>2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画</p>			<p>2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画</p>			
<p>(1) 床面積の合計が500平方メートル以下の住宅に係るもの</p>	<p>1件につき21,000円</p>	<p>略</p>	<p>(1) 床面積の合計が500平方メートル以下の住宅に係るもの</p>	<p>1件につき23,000円</p>	<p>1件につき40,000円</p>	<p>略</p>
<p>(2) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の住宅に係るもの</p>	<p>1件につき34,000円</p>	<p>略</p>	<p>(2) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の住宅に係るもの</p>	<p>1件につき37,000円</p>	<p>1件につき64,000円</p>	<p>略</p>
<p>(3) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下の住宅に</p>	<p>1件につき57,000円</p>	<p>略</p>	<p>(3) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下の住宅に</p>	<p>1件につき63,000円</p>	<p>1件につき118,000円</p>	<p>略</p>

係るもの		
(4) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき91,000円	略
(5) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき139,000円	略
(6) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき237,000円	略
(7) 床面積の	1件につき300,000円	略

係るもの			
(4) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき121,000円	1件につき207,000円	略
(5) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき228,000円	1件につき341,000円	略
(6) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき423,000円	1件につき631,000円	略
(7) 床面積の	1件につき	1件につき	略

合計が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下の住宅に係るもの		
(8) 床面積の合計が30,000平方メートルを超える住宅に係るもの	1件につき340,000円	略

合計が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下の住宅に係るもの	603,000円	882,000円	
(8) 床面積の合計が30,000平方メートルを超える住宅に係るもの	1件につき718,000円	1件につき1,067,000円	略

イ 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画

区分	金額	
	確認書の添付がある場合	確認書の添付がない場合
1 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画	1件につき17,000円	略
2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅		

イ 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画

区分	金額	
	基準適合証の添付がある場合	基準適合証の添付がない場合
1 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画	1件につき17,000円	略
2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅		

宅建築等計画

- | | | |
|-------------------------------------------------|-------------------------|---|
| (1) 床面積の合計が500平方メートル以下の住宅に係るもの | 1 件につき <u>31,000</u> 円 | 略 |
| (2) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の住宅に係るもの | 1 件につき <u>51,000</u> 円 | 略 |
| (3) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下の住宅に係るもの | 1 件につき <u>85,000</u> 円 | 略 |
| (4) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の住宅に係るもの | 1 件につき <u>137,000</u> 円 | 略 |

宅建築等計画

- | | | |
|-------------------------------------------------|-------------------------|---|
| (1) 床面積の合計が500平方メートル以下の住宅に係るもの | 1 件につき <u>34,000</u> 円 | 略 |
| (2) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の住宅に係るもの | 1 件につき <u>55,000</u> 円 | 略 |
| (3) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下の住宅に係るもの | 1 件につき <u>94,000</u> 円 | 略 |
| (4) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の住宅に係るもの | 1 件につき <u>182,000</u> 円 | 略 |

るもの		
(5) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき <u>209,000</u> 円	略
(6) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき <u>355,000</u> 円	略
(7) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき <u>450,000</u> 円	略
(8) 床面積の合計が30,000平方メートル	1件につき <u>510,000</u> 円	略

るもの		
(5) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき <u>341,000</u> 円	略
(6) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき <u>634,000</u> 円	略
(7) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき <u>904,000</u> 円	略
(8) 床面積の合計が30,000平方メートル	1件につき <u>1,078,000</u> 円	略

を超える住宅
に係るもの

(315の3)～(328) 略

2 略

を超える住宅
に係るもの

(315の3)～(328) 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付された基準適合証（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものをいう。以下同じ。）を添付して行う長期優良住宅法第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定については、当該基準適合証を長期使用構造等（長期優良住宅法第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。）である旨が記載された確認書（住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）第3条の

規定による改正後の住宅品質確保法第6条の2第3項に規定する確認書をいう。)とみなして、改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第315号の2に定める額の手数料を徴収する。

- 3 施行日前に交付された住宅性能評価書(住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書のうち知事が定めるものをいう。)を添付して行う長期優良住宅法第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定については、改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第315号の2の規定にかかわらず、改正前の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第315号の2に定める額の手数料を徴収する。